

※【重要】必ずお読みください※

2022年 1月 11日

北米及びメキシコに引越荷物を送られるお客様へ

日本通運株式会社
海外引越統括部

「情報公開法」に基づくお客様情報（データ）の公開について

米国においては、税関を含む全ての公的機関は、「情報公開法」という法律により、各公的機関が所持する情報を、民間からの要請に基づいて開示することが義務付けられております。そして、この制度を利用し、米国にて輸出入された貨物及び荷受人情報を、税関から合法的に入手し、公開（ウェブ、各種データ媒体などにて）する業者が存在いたします。

このため、弊社が税関へ送信・申告したお客様の情報（お客様の氏名、日米両地のご住所、お荷物情報など）が、これらの業者ウェブサイトなどに公開される可能性がございますが、米国においては合法となりますことをご理解いただきますようお願い申し上げます。（カナダ及びメキシコ向けの貨物は一部米国を経由して発送しておりますため、本法令の対象となります。）

なお、弊社から当該業者へお客様の情報を開示することは一切ございません。

<米国政府に対し、公開停止をご希望の場合>

以下 URL へご自身でアクセスの上、表示情報を“Public”から“Privacy”へ変更をお願いいたします。この手続きにより、情報自体は削除されませんが、政府関係者以外の閲覧を止めることが可能です。

（参考）

米国に貨物を輸送する際には発送国において、船や航空機に貨物を積載する前に、アメリカ合衆国税関・国境警備局（以下米国税関）に対して貨物情報および荷送人・荷受人情報を送信し、税関の確認を得ることが全ての輸送会社に義務付けられております。また、貨物が米国に到着後の通関の際、貨物情報及び荷送人・荷受人情報を税関に申告する必要があります。

この手続きはお客様の引越荷物の輸送においても要求されるもので、弊社はお客様から取得した船便・航空便情報の内、税関が必要とする情報を税関へ送信・申告いたします。

<操作方法>

以下URLより入力

[AES | Vessel Confidentiality Request \(dhs.gov\)](https://www.cbp.gov/trade/automated/electronic-vessel-manifest-confidentiality)

<解説>

<https://www.cbp.gov/trade/automated/electronic-vessel-manifest-confidentiality>

Requester Information

Requester Name*

a. 情報の公開停止を申し込む方の氏名

Title

b. 情報の公開停止を申し込む方の肩書

Relationship to the named entity requiring suppression*

c. "Self"を選択

Company Name

※入力不要

Company EIN

※入力不要

Phone Number

d. 情報の公開停止を申し込む方の電話番号

Email Address*

e. 情報の公開停止を申し込む方のメールアドレス

Address 1*

f. 情報の公開停止を申し込む方の住所

Address 2

City*

Country*

JAPAN (JP)

申請後、下記の自動返信メールを受信します。これで手続きは完了です。

差出人:	DoNotReply@cbp.dhs.gov
送信日時:	2021年11月16日火曜日 4:09
宛先:	情報の公開停止を申し込む方の氏名
件名:	Vessel Manifest Confidentiality Request Processed

This acknowledges receipt and entry of your vessel manifest confidentiality request.
The following information has been entered for: 情報の公開停止を申し込む方の氏名

Name(s):

情報の公開停止を申し込む方の氏名
情報の公開停止を申し込む方の氏名

Date: 11/15/2021

PLEASE NOTE THAT THE NAME PROVIDED MUST EXACTLY MATCH THE CONSIGNEE NAME AS IT IS ENTERED ELECTRONICALLY BY TRADE OR THEIR CARRIER/FILING PARTY IN THE AUTOMATED COMMERCIAL ENVIRONMENT (ACE) FOR CONFIDENTIALITY TO BE EFFECTIVE. IT IS THE RESPONSIBILITY OF THE REQUESTING ENTITY TO VERIFY THAT THEY ARE PROVIDING AN ACCURATE REQUEST. PLEASE NOTE THAT CONFIDENTIALITY REQUESTS ARE ENTERED EXACTLY AS PROVIDED TO CBP.

While Customs and Border Protection (CBP) cannot guarantee that the identity(ies) of the parties to the importation(s) will never be published, CBP strives to accord confidentiality based on the information furnished to the maximum extent that computer programming will afford.

This grant of confidentiality will be valid for two (2) years from the above date and will extend to all ports of entry.

Respectfully,

Vessel Manifest Confidentiality Team

かかる事情を何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上